

(事業者の責務)
第三十二条の二十二 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

第三十四条第一項中(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。を削る。
第四十条第一項及び第四十一条第一項中「輸入又は」を「輸入若しくは」に改め、行う者」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加える。

第四十七条第一項中「第二項第一項及び第三項」を「第二項第二項から第四項まで」に改める。
第五十四条第一項第三号中「、第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項」を「並びに」に改め、並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、同項に次の二号を加える。

四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五 第四十条の規定による報告の徴収、第四十条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

第五十四条第二項中「同項第三号」の下に「又は第四号」を加え、により、「同号」を「により、それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。

第五十八条第五号中「第三十七号」を「第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七号」に改める。

第五十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第六十一条第一号中「第九号」の下に(これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝

政 令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令ここに公布する。

御名 御璽
平成十九年十一月二十一日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝

政令第三百三十九号
地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令(平成七年政令第四百八号)の一部を次のように改正する。

「青森市」を「青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市」に改める。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
(地域保健法施行令等の一部改正)
第二条 次に掲げる政令の規定中「、西宮市」を削る。

一 地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第一条第三号
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二十七条三 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)別表第一第四号
四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百九十五号)第八条第四項
五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百十五号)第四条

(騒音規制法施行令の一部改正)
第三条 騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。
第四条 第一項中「、多治見市及び西宮市」を「及び多治見市」に改める。
(大気汚染防止法施行令の一部改正)
第四条 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、盛岡市」、「、柏市」及び「、西宮市」を削る。
(水質汚濁防止法施行令等の一部改正)
第五条 次に掲げる政令の規定中「、柏市」及び「水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第四百八十八号)第十条

二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)第十四条第二号
三 土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第十条

(地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部改正)
第六条 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令(平成十二年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

「盛岡市 小田原市」を「小田原市」に、「尼崎市 久留米市」を「尼崎市」に改める。
総務大臣 増田 寛也
厚生労働大臣 舩添 要一
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 冬柴 鐵三
環境大臣 鴨下 一郎
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令ここに公布する。

御名 御璽
平成十九年十一月二十一日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝

政令第三百四十号
地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令(平成十二年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。
「上越市」を「上越市 春日部市」に改める。

附則
この政令は平成二十年四月一日から施行する。
総務大臣 増田 寛也
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝